ガバメントクラウド整備のための
技術要件等に係る市場調査

令和７年８月

デジタル庁

１　件名

「ガバメントクラウド整備のための技術要件等に係る市場調査」（以下「本調査」という。）

２　本調査の背景

令和５年度のガバメントクラウドの公募にあたっては、ガバメントクラウドに求めていた技術要件について、最新の技術動向を把握するとともに迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いクラウドサービスを選定するため、広く市場一般からの情報を収集することを目的に市場調査を実施したところである。

今般、令和８年度以降のガバメントクラウドの公募に向け、令和５年度と同様に広く市場一般から情報を収集し、ガバメントクラウドの公募の際の技術要件の検討に活用するため市場調査を行うこととした。

３　市場調査の目的

本調査は、令和５年度に実施した「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供-令和５年度募集-」に係る調達仕様書及び技術要件詳細（以下「調達仕様書等」という。）について、最新の技術動向を把握するとともに調達仕様書等に記載の内容に関して現時点の技術動向を踏まえた具体的な見直し内容、追加すべき内容及び削除すべき内容に関する情報などを関係し得る事業者等から広く収集するものである。

本調査を通じて得られた情報は、今後のガバメントクラウドの公募を実施する際の技術要件の検討などに活用することを予定している。

４　ガバメントクラウド

令和３年に成立した「デジタル社会形成基本法」（令和３年法律第 35 号）においては、デジタル社会の形成のための施策として、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約を推進することとされており、全ての地方公共団体がクラウド技術を用いたサービスを利用することができるよう、国がクラウド環境の整備を行うことが定められている。同法の規定も踏まえつつ、デジタル庁においては、国、地方公共団体、独立行政法人などの公共情報システムのクラウド基盤としてガバメントクラウドを整備してきた経緯があり、令和６年 12 月には「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号）の改正により、国の行政機関等がシステム構築する場合にガバメントクラウドを利用することを検討することが義務づけられ、地方公共団体や独立行政法人等についても検討の努力義務が課されることとなった。

ガバメントクラウドが公共情報システムのクラウド基盤として適切に機能する

よう、ガバメントクラウドとしてサービスを提供するクラウドサービス提供事業者の採択にあたっては、国内企業であれ外国企業であれ、「最新かつ最高レベルの情報セキュリティを確保できること」や「データ保存の安全性を確保できること」などの基準を満たすことを求めており、前回の令和５年度の調達においては 305 項目の技術要件を示し、以下のクラウドサービス事業者を採択している。

参考として、全体概要図を図１に示す。

- Amazon Web Service（AWS）
- Google Cloud
- Microsoft Azure（Azure）
- Oracle Cloud Infrastructure（OCI）
- さくらのクラウド（※）

（※）2025 年度末までに全ての技術要件を満たす条件付き

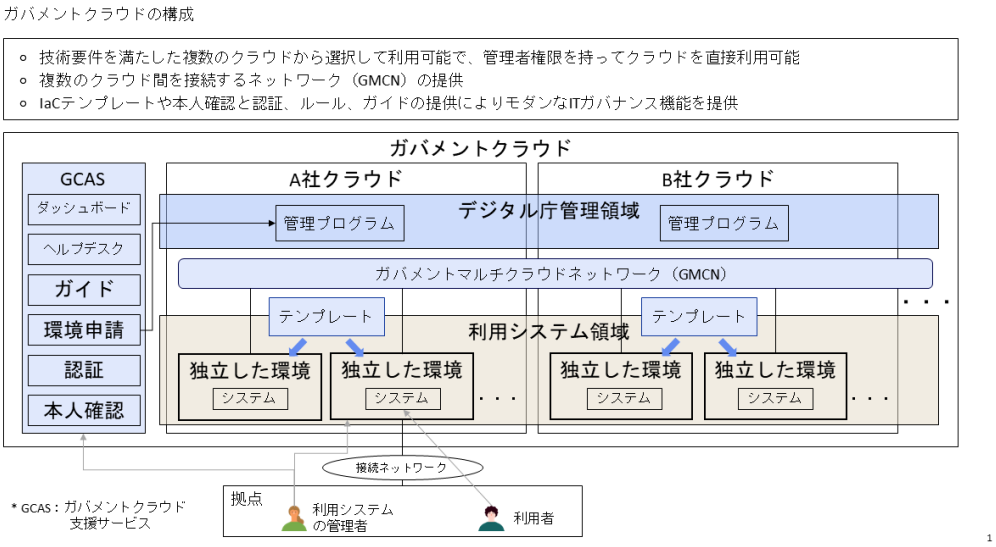

図１　ガバメントクラウドの構成イメージ

５　市場調査期間

令和７年８月８日（金）～令和７年９月８日（月）

６　市場調査における情報提供依頼内容等

主に以下の①～③に関して情報提供を行うこと。

①　「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供-令和５年度募集-」調達仕様書項５⑴①～④に関して、記載内容に係る見直し、追加、削除等に関する情報などの提供

②　「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提

供-令和５年度募集-」技術要件詳細に記載するクラウドサービスの機能に関して、技術動向を踏まえた具体的な見直し、追加及び削除すべき内容に関する情報などの提供

③　ガバメントクラウドに求める技術要件に記載する機能以外のクラウドサービスの提供に関する情報などの提供

７　情報提供の方法等

⑴　提出方法

以下 URL の提出フォームに従って入力してください。

https://forms.office.com/r/Pd42CruHzE

(注) １　提出フォームは必ず日本語で入力する。

２　提出フォーム以外の方法で提出された情報については、本調査結果に反映できない可能性がある。

⑵　資料等の提供方法

上記⑴にて提出した情報に関し別途説明等のための資料等の提出が必要な場合は、後述する項番 10 に記載する連絡先に Email にて提出してください。

提出にあたっては、Email 件名に「【市場調査に関する資料等の提出】」と記載し提出する。

⑶　提出期限

令和７年９月８日（月）17 時

８　個人情報の取り扱いについて

⑴　本調査においてデジタル庁が取得した個人情報はデジタル庁内部で適切に管理し、調査結果の集計・分析のために利用する他、情報提供の内容に不明な点があった場合や、追加の情報提供を依頼する場合の連絡先としても利用する。

⑵　取得した個人情報を上記⑴以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供はしない。

ただし、情報提供者の総数等、匿名化された情報については、公表することがある。

９　留意事項

本調査においては、以下の点に留意し、情報提供を行うこと。

⑴　情報提供に係る一切の費用は、情報提供者の負担とする。

⑵　情報提供のあった事業者等に対して、将来の調達を保証するものではない。また、情報提供のなかった事業者等について不利益に扱うことはない。

⑶　提出者から提供された情報については返却しない。

⑷　個々の情報提供に対して個別には回答しない。
⑸　情報提供された内容によっては、デジタル庁から情報提供者へ追加の情報の提供について依頼する場合がある。
⑹　⑸の依頼への対応において、デジタル庁とのやりとりで知り得た情報の全てについて、デジタル庁に無断で、第三者への開示や「３　市場調査の目的」に記載される目的外の利用を禁止する。
⑺　提供された情報については、関係する調達の検討に従事する当庁職員に限り共有されるものとし、外部関係者への共有が必要な場合は情報提供者の了承を得るものとする。

10　照会先/資料の提出先

デジタル庁省庁業務サービスグループガバメントクラウドチーム
東京都千代田区紀尾井町１－３　東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階
担当者：田村、笠波、平
Email：government-cloud●digital.go.jp
※　Email を送付する際には、●を@に置き換えること。